

2,000 万ユーロ： EU企業結合規制における ガン・ジャンピングに対する現在の制裁金額

欧州委員会は、マリンハーベスト社 (Marine Harvest) に対して、EU企業結合規制に規定されるクリアランス受領以前にモーポール社 (Morpol) の株式取得を実行したとして、2,000 万ユーロの制裁金を課しました。この制裁金の額は、2009年に欧州委員会がエレクトラベル社 (Electrabel) による過去のガン・ジャンピングに対して課した制裁金と同額です。マリンハーベスト社は、上場株式の取得に適用されるクリアランス受領前の買収実行禁止の例外規定に、誤って依拠したようです。

"Like shooting fish
in a barrel" : 容易
に待機義務違反と
されます

欧州委員会は、クリアランス受領前の企業結合の実行禁止（いわゆる待機義務 (Standstill Obligation)）違反に対して、厳格なアプローチをとっています。これは、実行された企業結合自体に反競争法的効果がないこととは関係がありません（もともと、制裁金額が減額される可能性はあります）。同様に、ガン・ジャンピング実行者による違反が不注意によるものであり、（時に複雑な）EU企業結合規制の管轄および手続規定に関する誤解によるものであっても、その事実は通常、制裁金の賦課を妨げることはありません。欧州委員会は、大企業はEU企業結合規制に精通していることを期待しているからです。



本件違反取引

マリンハーベスト社は、EEA（欧州経済領域）における主要な鮭の養殖業者です。本件違反行為は、2012年12月18日、同社によるモーポール社（EEAにおける最大の鮭の加工業者）の48.5%の株式取得について行われました。この株式取得は、欧州委員会に正式に届出がなされる8か月前、および欧州委員会がクリアランスを出す9か月以上前に実行されました。マリンハーベスト社による株式取得は、同社に、モーポール社に対する事実上の単独支配権を与えることに

主要なポイント

- 上場株式の取得にEU企業結合規制上の待機義務が適用されるのはどのようなときか？
- ガン・ジャンピング規制違反に対して欧州委員会が課す制裁金額はどれほど高いのか？
- 欧州委員会が考慮する制裁金の加重要素および減額要素は何か？

なりました。モーポール社のその他の株主が広く分散していること、およびそれらの株主らの株主総会における過去の出席率によれば、マリンハーベスト社が株主総会において安定的に議決権の過半数を占めることができたからです。決定的なのは、このことが、EU企業結合規制の目的とする、企業結合の実行に該当する支配権の行使「能力」の取得に当たるといえることです。結果として、マリンハーベスト社は株式取得からクリアランス受領までの9か月の間に議決権を行使しなかったという

事実にもかかわらず、ガン・ジャンピング規制違反に問われました。

上場株式に関する例外規定の不適用

EU企業結合規制では、株式公開買付け、および証券取引所のように市場で取引することが認められている株式に関する公開買付け及び一連の取引に対して、待機義務の例外規定が適用されます。この例外規定の適用を希望する買主は、「遅滞なく」株式取得の届出を行い、欧州委員会の明示の同意がない限り議決権の行使を差し控えることを要求されます。

欧州委員会による決定文はまだ公表されていませんが、マリンハーベスト社が議決権の行使を差し控えていた事実は、同社がこの例外規定に依拠したことを示しています¹。しかし、マリンハーベスト社は、モポール社の株式を一人の株主から取得したのですが、EU企業結合規制および欧州裁判所による判例法は共に、この例外規定は「複数の売主」から上場株式を取得する場合にのみ適用されることを明らかにしています。

制裁金

マリンハーベスト社に対して課された制裁金は、同社の2013年度の売上高の1%に満たず、EU企業結合規制において上限とされる売上高の10%を遥かに下回る額です。

2,000万ユーロという制裁金額を決定するにあたり、欧州委員会は、違反

期間が比較的短いこと（9か月）、マリンハーベスト社が議決権を行使しなかったこと、およびマリンハーベスト社が株式取得直後に届出前相談制度を通じて本件取引について欧州委員会に通知したこと等の、一定の減額要素を考慮に入れました。しかし、欧州委員会は、この取引が重大な競争法上の懸念を生じ、大規模な問題解消措置の提案後に初めてクリアランスが付与されたことから、本件違反行為が特に重大なものであることも考慮しました。

本件は、より長期に渡って違反行為が継続した（約5年間）けれども取引自体には何ら競争法上の懸念が存在せず、本件と同額の制裁金を課せられたエレクトラベル社の案件と対照的です。

また、2013年のIFP&C社による26.5%の議決権取得を通じたトップデンマーク社（Topdanmark）の支配権の取得に関する届出も、本件と対照的です。IFP&C社の案件では、欧州委員会は、IFP&C社が届出を提出する前に支配権を取得したと結論付けたにもかかわらず、制裁金を課さないという決定をしたように思われます。この違いが生じたのは、IFP&C社が、同社自身の行為によってではなく、トップデンマーク社によって導入された株式買戻しプログラムによって支配権を取得したことが理由かもしれません。従って、欧州委員会は、IFP&C社の案件は、故意でも過失でもない非常に限定された種類の違反に該当すると判断し、制裁金を課さなかったのかもしれませんが。



コメント

マリンハーベスト社に対する制裁金は、エレクトラベル社に対する制裁金と並び、今日まで競争当局によって課されたガン・ジャンピングに対する制裁金の最高額を記録しています。しかし、留意すべきは、多くの他の競争当局もまた各自の待機義務違反規制の執行に積極的である点です。米国、ドイツ、オーストリア、スペイン、ノルウェーおよびギリシャは、いずれも、近年、何百万ユーロにも上る制裁金を課しています。

企業結合規制法制を整備する国の数は継続的に増加しており、かつ各国ごとに適用地域の範囲や手続要件が異なっているため、各国での待機義務の適用場面やその例外規定について、ますます統一性がなくなってきました。例えば、届出を必要とする議決権取得割合の閾値に満たない上場株式の買い増しは、たとえその後全議決権の取得が続いて行われるとしても、通常ガン・ジャンピング規制違反とはみなされませんが、トーマス・クック社（Thomas Cook）はまさにその行為によって

¹ 訳注：本ブリーフィング（英語版）発行後、2014年10月3日に欧州委員会の決定文が公表されました。それによれば、実際にマリンハーベスト社は例外規定の適用を主張していたようです。Commission Decision of 23 July 2014, Case No COMP/M.7184 - Marine Harvest/ Morpol, paras. 92-99.

インド競争当局により制裁金を課されました。その上、企業内取引や、管轄地域内に何ら関連性を持たないと考えられる対象企業に関する取引であっても、企業結合届出が必要になると思われる法域もあります（EU自身も、ジョイント・ベンチャーに関しては後者の規制を行っていますが、そのような例外的な規制を改正することが提案されています）。

欧州委員会によって最近発表された暫定的な提案は、ゆくゆくはEU内の企業結合規制法制につき管轄を統一する方向に導くものですが、仮にEUでそれが行われたとしても、支配的なグローバル・トレンドは、非統一性と複雑性を増す方向へ向かっているように思われます。

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。

弁護士 神山達彦

クリフォードチャンス法律事務所
パートナー

E: tatsuhiko.kamiyama@cliffordchance.com

弁護士 鹿倉将史

クリフォードチャンス法律事務所
シニア・アソシエイト

E: masafumi.shikakura@cliffordchance.com

弁護士 平岡留奈

クリフォードチャンス法律事務所
アソシエイト（シドニーオフィス出向中）

E: luna.hiraoka@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2014

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

*Linda Widyati & Partners in association with Clifford Chance.